

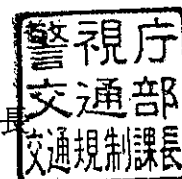


交規 施第966号
令和元年5月21日

令和2年5月19日まで保存

東京都福祉保健局
少子社会対策部長 殿

警視庁交通部
交通規制課



子供を交通事故から守るための緊急的な取組みへの協力依頼について

新緑の候、益々御清栄のことと御慶び申し上げます。

貴職におかれましては、平素から警察業務の各般にわたり、格別の御理解、御協力を賜り心から厚く御礼申し上げます。

先日、他県において、信号機のある交差点で右折しようとした自動車と直進する自動車が出会い頭に衝突し、その衝撃により、当該交差点の歩道上で信号待ちをしていた幼児等をはねる交通事故が発生するなど、子供が犠牲となる交通事故が続発しています。

こうしたことを受け、当庁では、子供を交通事故から守るための緊急的な取組みとして、保育所等の周辺における交通安全対策を実施することといたしました。具体的には、子供の自宅から保育所等までの経路、散歩その他子供の通行する道路における交通安全上の危険箇所を把握し、道路交通環境の改善を図ることとしていますが、そのためには、危険箇所や道路交通環境の改善に関して、保育所等関係者からの直接の御意見、御要望が不可欠です。

つきましては、各区市町村の保育所等関係部署に対して、下記の事項につきまして周知を図っていただけますよう、特段の御高配を賜りたくお願い申し上げます。

記

1 保育所等周辺道路における危険箇所の通報

子供の自宅から保育所等までの経路、散歩その子供が通行する道路において交通安全上の危険がある場所を把握した場合には、管轄警察署(交通規制係)へ御連絡ください。

2 合同点検参加へのお願い

保育所等周辺道路の交通安全上の危険箇所を把握するため、管轄警察署から合同点検の参加要請があった場合には、可能な範囲での御協力をお願いします。

3 本件に対する問合せ

警視庁交通部交通規制課 羽谷警視

電話03(3581)4321内線703-51710